
医療的ケア児の保育所受入れガイドライン

令和4年12月

厚木市

目次

第1	基本的事項	1
1	受入れの要件	1
2	医療的ケアの内容	1
3	対象者	1
4	受入れ体制	1
第2	医療的ケア児の受入れについて	2
I	訪問看護事業所による医療的ケア（看護師派遣型）	2
1	対象者	2
2	入所までの手続	2
3	入所後の継続及び変更等	4
4	訪問看護事業所による医療的ケア開始に向けた手続の流れ	6
II	保育所による医療的ケア（看護師常駐型）	9
1	対象者	9
2	入所までの手続	9
3	入所後の継続及び変更等	10
4	保育所による医療的ケア開始に向けた手続の流れ	12
第3	保育所での受入れについて	14
1	医療的ケアを必要とする児童への対応	14
2	医療的ケアの実施者	14
3	医療的ケアの実施体制	14
4	緊急時の対応	15

第 4 保護者の了承事項について	16
1 保育の利用	16
2 医療的ケア	16
3 ならし期間	16
4 体調管理及び保育の利用中止	16
5 緊急時及び災害時の対応	17
6 退所	17
7 個人情報に関する取扱い	17
8 その他	18

様式集	19
様式 1 厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書	19
様式 2 保育所による医療的ケア利用申請書	20
様式 3 医療的ケア指示書	21
様式 4 訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書	22
様式 5 保育所における訪問看護対応申請書	23
様式 6 保育所における訪問看護対応確認書	24
様式 7 保育所による医療的ケア対応確認書	25
様式 8 厚木市学校等訪問看護支援事業利用決定通知書	26
様式 9 厚木市学校等訪問看護支援事業利用却下通知書	27
様式 10 厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）届出書	28
様式 11 保育所による医療的ケア利用変更（終了）届出書	29
様式 12 厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）通知書	30
様式 13 保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書	31
様式 14 医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書（看護師派遣型）	32
様式 15 医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書（看護師常駐型）	35

第 1 基本的事項

1 受入れの要件

- (1) 保護者が就労しているなどの理由により、保育所での保育が必要であると認められること。
- (2) 保育所における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所における受入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

主治医の指示に基づき行う経管栄養、導尿等の処置で、看護師において短時間かつ定時の対応が可能な者とする。

3 対象者

市内に在住している医療的ケア児で、医療的ケアにより、保育所における保護者の付添介護が不要となり、又は負担が軽減される者とする。

3 歳児、4 歳児、5 歳児クラスを受入れ対象とするが、医療的ケアを実施できる看護師等が常駐している保育所については、この限りではない。

4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、原則として4月1日入所とする。
- (2) 保育を行う日及び時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の1日8時間（午前8時30分から午後4時30分まで）とする。

第2 医療的ケア児の受入れについて

医療的ケア児の受入れ体制については、「Ⅰ 訪問看護事業所による医療的ケア（看護師派遣型）」と「Ⅱ 保育所による医療的ケア（看護師常駐型）」の2通りとし、同一児童に対して併用することはできない。また、入所までの手続は、次のとおりとする。

Ⅰ 訪問看護事業所による医療的ケア（看護師派遣型）

1 対象者

3歳児、4歳児、5歳児クラスで集団生活が可能な児童とする。

2 入所までの手続

(1) 事前相談

保護者は、市の保育担当課に事前相談を行う。

ア 市の保育担当課は、本ガイドライン及び厚木市学校等訪問看護支援事業実施要綱に基づき、受入れの手続や保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。

イ 市の保育担当課は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、希望保育所等の聴き取りを行い、医療的ケア児の受入れに対する助言や支援を行う。

なお、訪問看護事業所による医療的ケアの実施が可能であっても、保育所の入所選考によっては、保育所に入所できない場合もある。

ウ 市の保育担当課は、聴き取りに基づき、希望する保育所と受入れについて調整を行う。また、相談後に次の書類を配布する。

- ・厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書（様式1）
- ・医療的ケア指示書（様式3）
- ・保育所における訪問看護対応申請書（様式5）

その他、保育給付認定申請書（兼）利用申込書一式

(2) 関係機関との調整

ア 主治医との調整

保護者は、主治医に対し、医療的ケアの下、保育所における集団生活が可能であるかなどについて事前に相談し、医療的ケア指示書（様式3）の作成を依頼する。相談後、その状況により、主治医が作成した医療的ケア指示書（様式3）を受け取る。

なお、医療的ケア指示書（様式3）作成に係る費用については、保護者負担とする。

また、保護者は、主治医に対して、保育所及び訪問看護事業所から必要により医療的ケアに関する相談等があることを伝える。

イ 訪問看護事業所との調整

保護者は、本市が委託している訪問看護事業者へ事前に相談し、医療的ケア指示書（様式３）の写しを提出する。相談後、医療的ケア指示書（様式３）に基づき、訪問看護事業所において医療的ケアの実施が可能な場合、訪問看護事業所は、訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書（様式４）を保護者に交付する。

ウ 保育所との調整

保護者は、入所を希望する保育所に事前に相談し、訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書（様式４）の写し及び保育所における訪問看護対応申請書（様式５）を施設長に提出する。

保育所は、必要に応じて嘱託医と相談の上、受入れ可能な場合は、保育所における訪問看護対応確認書（様式６）を保護者に交付する。

(3) 入所申請

ア 保護者は、翌年度の保育所入所申込み受付期間に、教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書一式とともに、次の書類を市の保育担当課に提出する。

- ・ 厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書（様式１）
- ・ 医療的ケア指示書（様式３）の写し
- ・ 保育所における訪問看護対応確認書（様式６）の写し

イ 市の保育担当課は、提出された書類に基づいて、保護者の状況や児童の状況を聴取する。

(4) 書類審査

ア 市の保育担当課は、厚木市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱に基づき、保育の必要性について審査する。

イ 市の保育担当課は、厚木市学校等訪問看護支援事業実施要綱に基づき、事業の利用の可否を審査する。

(5) 保育の入所選考

市の保育担当課は、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準に基づき、保育所の入所選考に係る指数を算定し、選考を行う。

(6) 入所可否の通知

ア 市の保育担当課は、受入れが可能な場合、保育所入所承諾通知書及び厚木市学校等訪問看護支援事業利用決定通知書（様式８）を保護者に交付する。

なお、受入れは、１年単位で更新手続を要することを条件とする。

イ 市の保育担当課は、事業の利用の必要がないと認められた場合、厚木市学校等訪問看護支援事業利用却下通知書（様式９）を保護者に交付する。

なお、入所選考において、保育所に入所できなかった場合は、保育所入所保留通知書を保護者に交付する。

(7) 入所決定後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

- ア 訪問看護事業所は、保育所と協力して医療的ケア実施マニュアルを作成する。
- イ 保育所は、必要に応じて嘱託医又は主治医に助言を求める。
- ウ 保育所、訪問看護事業所及び市の保育担当課は、保護者と受入れに関する面談を実施する。その際、医療的ケア実施マニュアル及び医療的ケア受入れに関する確認書を保護者に説明し、保護者は医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書（様式 14）を提出する。

(8) 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育所へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

3 入所後の継続及び変更等

(1) 医療的ケアの継続審査

医療的ケアは、原則として 1 年度単位で実施する。医療的ケアを継続する場合、保護者は指定された期限までに医療的ケア指示書（様式 3）の写しを訪問看護事業所及び市の保育担当課に提出する。

(2) 受入れ後における医療的ケアの内容変更

ア 医療的ケアの変更

- (ア) 保護者は、医療的ケアを変更する場合、主治医から新たに医療的ケア指示書（様式 3）を受け取る。
- (イ) 保護者は、市の保育担当課に次の書類を提出する。
 - ・厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）届出書（様式 10）
 - ・医療的ケア指示書（様式 3）の写し
- (ウ) 保護者は、訪問看護事業所に医療的ケア指示書（様式 3）の写しを提出し、保育所に報告する。
- (エ) 市の保育担当課は、保育所及び訪問看護事業所に対応の可否について確認した上で、厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）通知書（様式 12）を保護者に交付する。

また、変更について対応が不可能な場合は、医療的ケアの終了となる。
- (オ) 変更可能な場合、訪問看護事業所は保育所と協力して医療的ケア実施マニュアルを新たに作成する。

イ 医療的ケアの終了

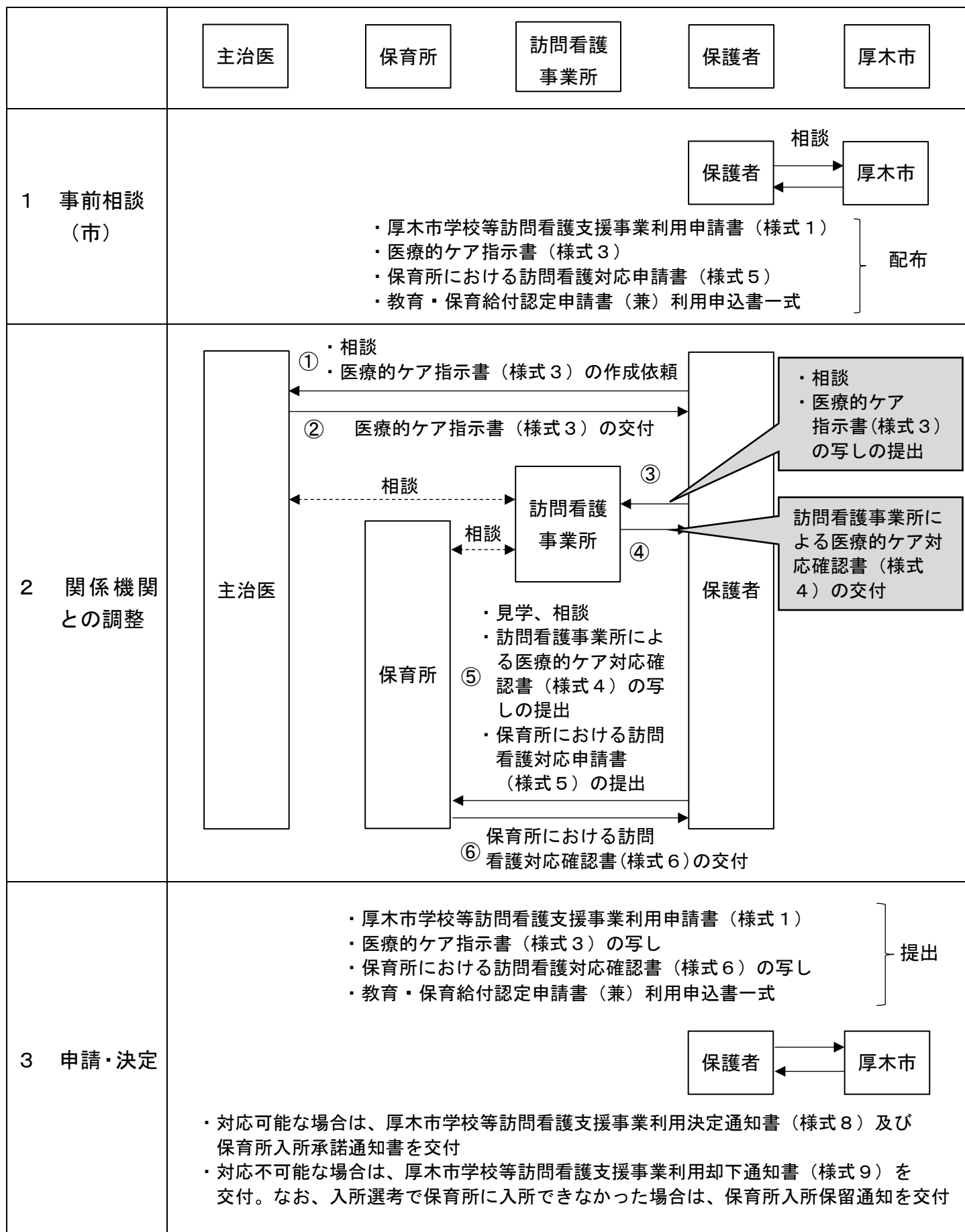
(ア) 医療的ケアを終了する場合、保護者は保育所及び訪問看護事業所に報告した上、厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）届出書（様式 10）を市の保育担当課に提出する。

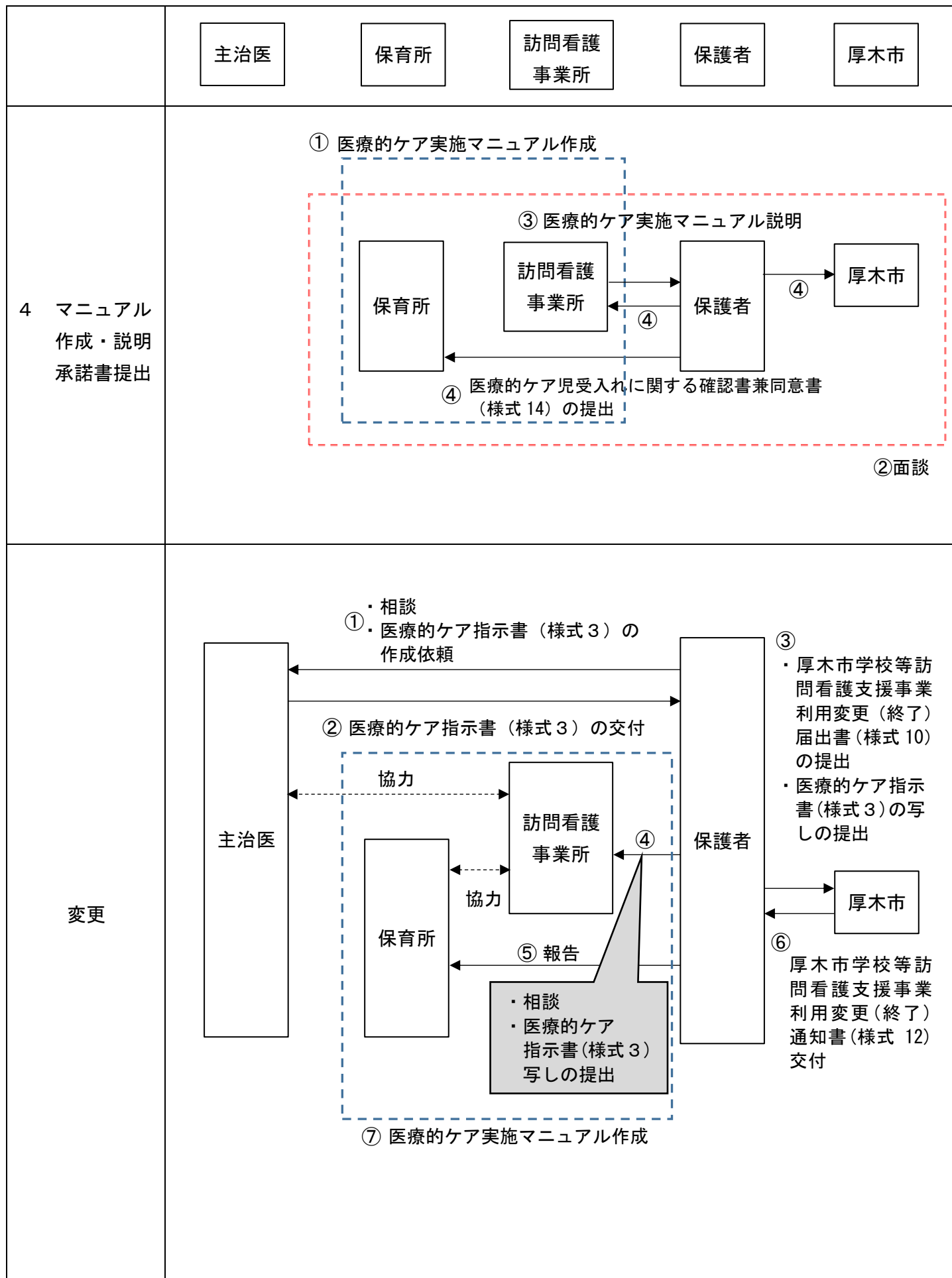
なお、保育所を退所する場合は、保育実施解除届も併せて提出する。

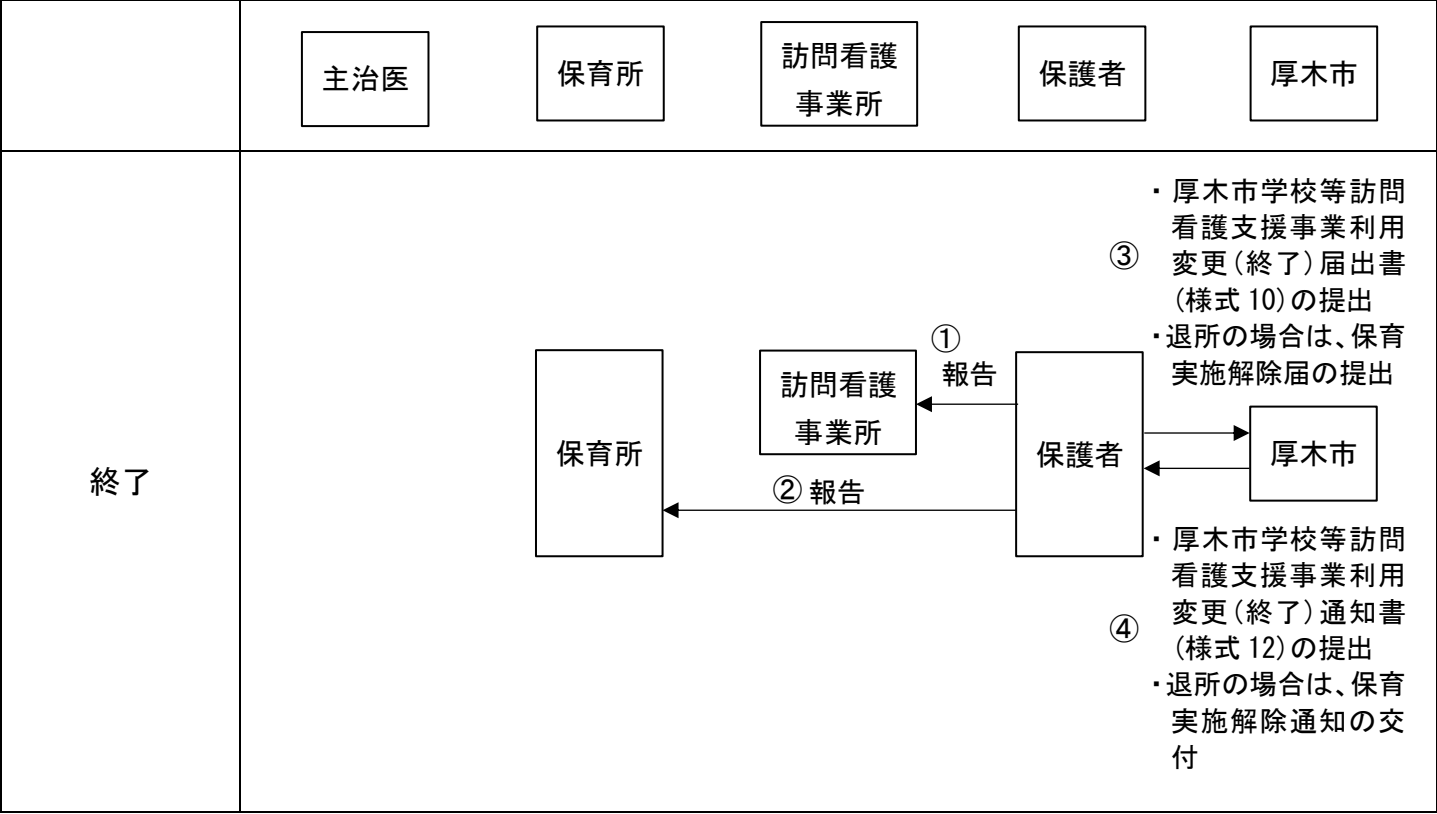
(イ) 市の保育担当課は、厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）通知書（様式 12）を保護者に交付する。

なお、保育所を退所する場合は、保育実施解除通知書も併せて交付する。

4 訪問看護事業所による医療的ケア開始に向けた手順の流れ







Ⅱ 保育所による医療的ケア（看護師常駐型）

1 対象者

集団生活が可能な児童とし、年齢については、各保育所の判断による。

2 入所までの手続

(1) 事前相談

保護者は、市の保育担当課に事前相談を行う。

ア 市の保育担当課は、本ガイドラインに基づき、受入れの手続や保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。

イ 市の保育担当課は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、希望保育所等の聴き取りを行い、医療的ケア児の受入れに対する助言や支援を行う。

なお、保育所による医療的ケアの実施が可能であっても、保育所の入所選考によっては、保育所に入所することができない場合もある。

ウ 市の保育担当課は、聴き取りに基づき、希望する保育所と受入れについて調整を行う。また、相談後に次の書類を配布する。

- ・保育所による医療的ケア利用申請書（様式2）
- ・医療的ケア指示書（様式3）

その他、保育給付認定申請書（兼）利用申込書一式

(2) 関係機関との調整

ア 主治医との調整

保護者は、主治医に対し医療的ケアの下、保育所における集団生活が可能であるかなどについて事前に相談し、医療的ケア指示書（様式3）の作成を依頼する。相談後、その状況により、主治医が作成した医療的ケア指示書（様式3）を受け取る。

なお、医療的ケア指示書（様式3）作成に係る費用については、保護者負担とする。

また、保護者は、主治医に対して、保育所から必要により医療的ケアに関する相談等があることを伝える。

イ 保育所との調整

保護者は、入所を希望する保育所に事前に相談し、保育所による医療的ケア利用申請書（様式2）及び医療的ケア指示書（様式3）の写しを施設長に提出する。

保育所は、必要に応じて嘱託医と相談の上、受入れ可能な場合は、保育所による医療的ケア対応確認書（様式7）を保護者に交付する。

(3) 入所申請

保護者は、翌年度の保育所入所申込み受付期間に、教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書一式とともに、保育所による医療的ケア対応確認書（様式7）の写し及び医療的ケア指示書（様式3）の写しを市の保育担当課へ提出する。

(4) 書類審査

市の保育担当課は、厚木市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱に基づき、保育の必要性について審査する。

(5) 保育の入所選考

市の保育担当課は、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準に基づき、保育所の入所選考に係る指数を算定し、選考を行う。

(6) 入所の可否の通知

市の保育担当課は、受入れが可能な場合、保護者に保育所入所承諾通知書を交付する。
なお、入所選考において、保育所に入所できなかった場合は、保育所入所保留通知書を保護者に交付する。

(7) 入所決定後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

- ア 保育所は、医療的ケア実施マニュアルを作成する。
- イ 保育所は、必要に応じて嘱託医又は主治医に助言を求める。
- ウ 保育所及び市の保育担当課は、保護者と受入れに関する面談を実施する。その際、医療的ケア実施マニュアル及び医療的ケア受入れに関する確認書を保護者に説明し、保護者は医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書（様式 15）を提出する。

(8) 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育所へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

3 入所後の継続及び変更等

(1) 医療的ケアの継続審査

医療的ケアは、原則として 1 年度単位で実施する。医療的ケアを継続する場合、保護者は指定された期限までに医療的ケア指示書（様式 3）の写しを保育所に提出する。

(2) 受入れ後における医療的ケアの内容変更

ア 医療的ケアの変更

- (ア) 保護者は、医療的ケアを変更する場合、主治医から新たに医療的ケア指示書（様式 3）を受け取り、保育所に次の書類を提出する。
 - ・保育所よる医療的ケア利用変更（終了）届出書（様式 11）
 - ・医療的ケア指示書（様式 3）の写し
- (イ) 保育所は、対応の可否について検討し、保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書（様式 13）を保護者に交付する。
また、変更について対応が不可能な場合、医療的ケアの終了となる。
- (ロ) 変更可能な場合、保育所は医療的ケア実施マニュアルを新たに作成する。
- (ハ) 保護者は、保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書（様式 13）の写し及び医療的ケア指示書（様式 3）の写しを市の保育担当課に提出する。

イ 医療的ケアの終了

(ア) 医療的ケアを終了する場合、保護者は、事前に保育所に報告の上、保育所による医療的ケア利用変更（終了）届出書（様式 11）を保育所に提出する。

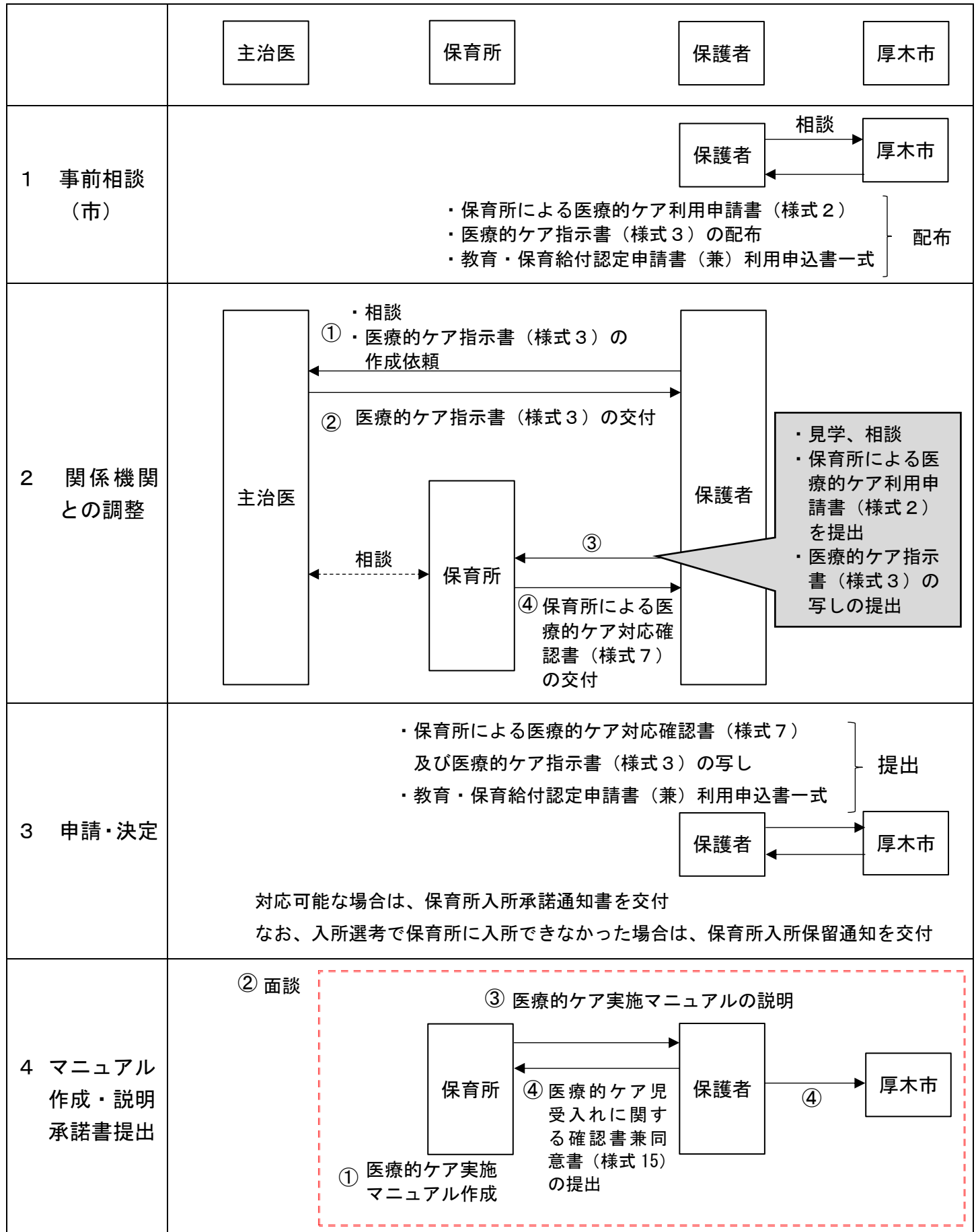
(イ) 保育所は、保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書（様式 13）を保護者に交付する。

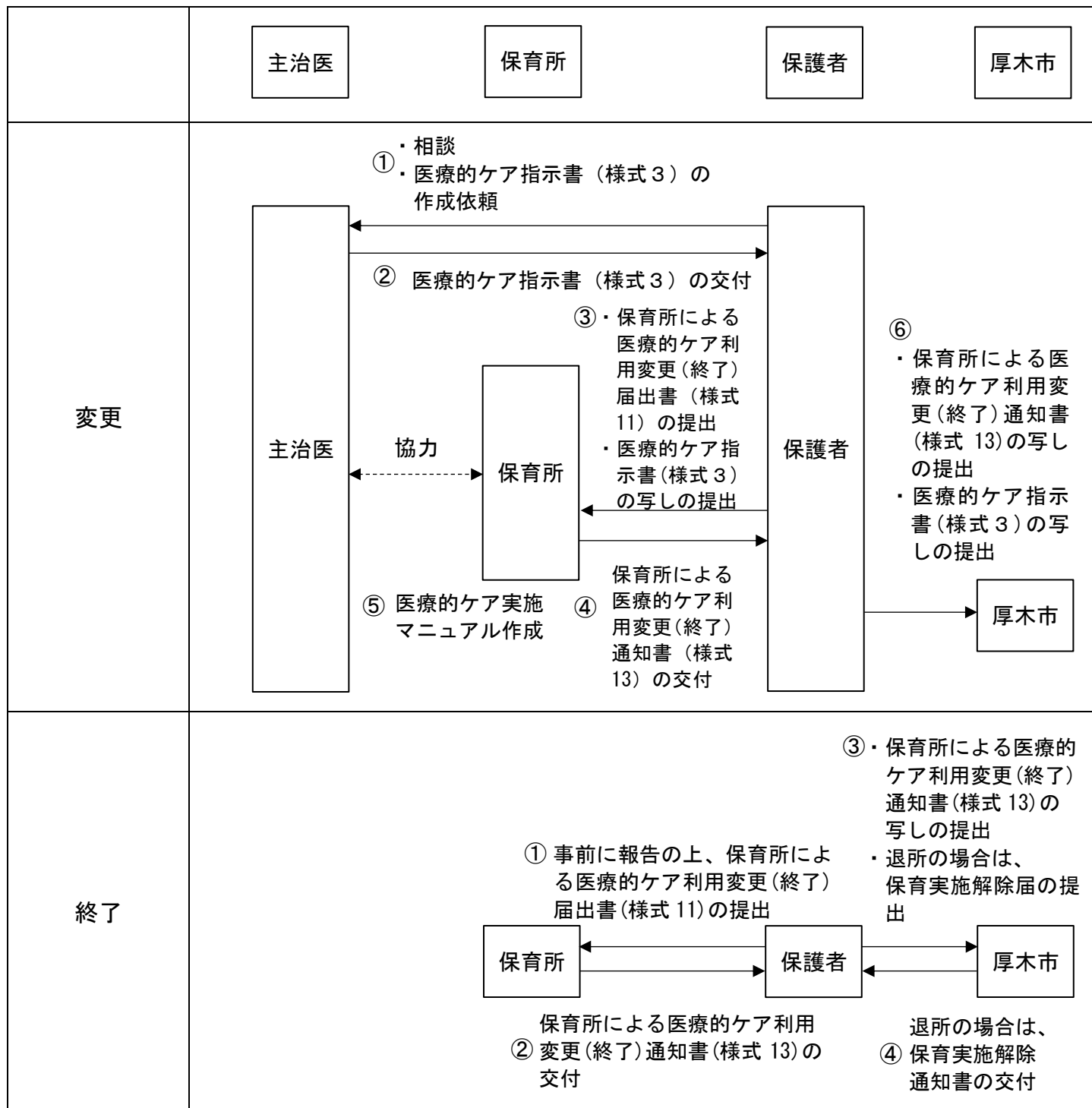
(ウ) 保護者は、保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書（様式 13）の写しを市の保育担当課に提出する。

なお、保育所を退所する場合は、保育実施解除届も提出する。

(エ) 市の保育担当課は、医療的ケアを終了し、保育所を退所する場合は、保育実施解除通知書を保護者に交付する。

4 保育所による医療的ケア開始に向けた手続の流れ





第3 保育所での受入れについて

1 医療的ケアを必要とする児童への対応

- (1) 児童の障がい、疾病、生活及び医療的ケアの実施状況を把握する。
- (2) 医療的ケアを安全に実施し、児童が快適に過ごすことができるよう保育の環境を整備する。
- (3) 児童の発達の状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- (4) 児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- (5) 登降園時における引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者とのコミュニケーションを図り、保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支えるよう努める。また、必要があれば相談機関等と連携する。

2 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、原則として看護師が行う。

3 医療的ケアの実施体制

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等で共有する。

(2) 保育所関係者の役割

ア 施設長、保育士、看護師、主治医、嘱託医及び市の保育担当課は、児童が安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように連携・協働する。

イ 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。訪問看護事業所による医療的ケアにおいては、医療的ケア指示書（様式3）に基づき、訪問看護事業所が保育所と協力して医療的ケア実施マニュアルを作成する。

なお、訪問看護事業所によらず、保育所に勤務する看護師が医療的ケアを行う場合は、施設長と看護師が医療的ケア実施マニュアルを作成する。

ウ 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所での生活の状況を保護者に報告する。

エ 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。

オ 嘱託医は、必要に応じて児童の健康診断を行うとともに、医療的ケア実施マニュアルとケアの実技について確認及び助言を行う。

(3) 衛生管理

ア 施設長は、衛生的に医療的ケアを実施することができる環境の整備を行う。

イ 施設長は、児童が使用する医療的ケアの物品及び備品等について、保護者及び看護師と相談の上、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

施設長は、医療的ケア指示書（様式 3）の写し及び医療的ケア実施マニュアル等の書類について、保育所において必要期間保管する。

(5) 関係機関との連携

医療的ケア児の受入れ状態と今後のケアの方向性を検討するため、必要に応じ、保育所、保護者、訪問看護事業所及び市の保育担当課等による医療的ケア児支援関係者会議を開催する。

4 緊急時の対応

(1) 保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。

(2) 保育所は、緊急時の対応について、医療的ケア実施マニュアルに沿って事前に保護者に説明し、同意を得た上で、保護者から医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書（Ⅰ訪問看護事業所による医療的ケアの場合は様式 14、Ⅱ保育所による医療的ケアの場合は様式 15）を受理する。

(3) 体調の急変等の緊急時に際しては、施設長の指示のもと、児童の状況を主治医（休診等で連絡がつかない場合は、事前に医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関）及び保護者に連絡し、必要時は救急搬送を依頼する。緊急対応については、保育所と医療機関及び保護者が情報共有する。

(4) 児童の体調が悪化した等の理由により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合、保育所は保護者に速やかに連絡する。

また、この場合、保護者は利用時間の途中であっても児童を引き取り、児童が病院に搬送された場合、保護者は病院に直行する。

第4 保護者の了承事項について

1 保育の利用

保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間区分（午前8時30分から午後4時30分まで）とする。保育所が特に認めた日（保育所の行事の日等）を除き、原則、土曜日及び延長保育の利用はできない。なお、受入れは、1年単位で更新手続を要する。

2 医療的ケア

保育所及び訪問看護事業所が緊急時対応等に関して、主治医の指導・助言を要する場合、保護者は保育所の担当者及び看護師に対し、受診の同行を認めるなど、主治医との相談に必要な協力を行う。

なお、保育所及び訪問看護事業所は、関係法令、主治医の医療的ケア指示書（様式3）及び医療的ケア実施マニュアル等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。

3 ならし期間

児童が新しい環境に慣れるとともに、また、医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間は、保護者付き添いによる保育とする。期間及び保育時間については、保育所と相談の上決定するが、児童の様子や状態によっては、ならし期間の延長・短縮及び保育時間が短縮される場合もある。

4 体調管理及び保育の利用中止

- (1) やむを得ない事情により、保育所において医療的ケア実施の体制を取ることができない場合や看護師の対応が不可能な場合には、あらかじめ保護者に医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等による付き添いや保育所の利用を控えてもらう場合がある。
- (2) 登園前に必ず健康観察を実施する。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しない。その際は、保育所及び訪問看護事業所に連絡する。
- (3) 保育中に、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良が生じた場合は、保護者に連絡する必要があることから、必ず連絡が取れる体制を確保する。また、体調不良により、保育所が保育の継続について、困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止するため、保護者は児童を引き取る。
- (4) 集団保育の場合は、感染症にかかるリスクが高くなることが予想されるため、保育所で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断する。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合もある。

- (5) 保育所が必要と認める時には、主治医等の診察を受ける。なお、その費用は保護者の負担とする。

5 緊急時及び災害時の対応

- (1) 緊急時には、主治医の診察を受けることになる。主治医が休診等により受診できない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関を受診する。そのため、入所前に緊急時医療機関の受診が必要となる場合がある。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所が判断した場合には、保育所は主治医に連絡し、必要な措置を講じるとともに、同時に保護者に連絡する。主治医と連絡が取れない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関に連絡する。また、保護者へ連絡する前に児童を主治医又は緊急時医療機関に搬送し、受診又は治療が行われる場合がある。

なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担とする。

- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や医療機関で行う。保育中にチューブが抜けた場合を想定し、事前に保護者、看護師及び主治医と対応について協議し、医療的ケア実施マニュアルに記載の上、それに沿って対応する。
- (4) 災害時対策として、保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、予備として1日分の薬、食事及び医療的ケアに必要な物品を登園時に持参する。
- (5) 保護者に連絡を取ることができない場合を想定し、事前に緊急時連絡先を設定する。

6 退所

- (1) 児童の病態の変化等により、実施していた医療的ケアの内容が変更になり、看護師による対応が不可能となった場合は、原則として退所となる。
- (2) 保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合がある。
- (3) 保護者が了承事項について順守することができず、保育所が児童の安全を確保することができないと判断した場合は、退所となる。

7 個人情報に関する取扱い

- (1) 安全に医療的ケアを実施するため、医療的ケアが必要な児童の個人情報について、保育所、訪問看護事業所、医療機関及び市は、必要最小限の範囲内で使用又は提供を行う。
また、収集した個人情報については、目的以外の利用はせず、医療的ケア終了後においても、第三者に漏らすことはない。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で必要最小限の範囲で共有する場合がある。

8 その他

「第4 保護者の了承事項について」のほか、保育所との間で取り決めた事項を順守する。

厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書

令和 年 月 日

厚木市長

住所

申請者（保護者）

氏名

厚木市学校等訪問看護支援事業の利用について、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			生年月日	年 月 日
児童氏名				
希望 保育所	名称 (第一希望)			
	名称 (第二希望)			
	名称 (第三希望)			
訪問 看護 事業所	名称			
	所在地	電話番号		
	名称			
	所在地	電話番号		
主治 医	医療機関名			
	所在地	電話番号		
	医師名			

【添付書類】

- ・医療的ケア指示書（様式3）の写し
- ・保育所における訪問看護対応確認書（様式6）の写し

保育所による医療的ケア利用申請書

令和 年 月 日

____施設長 様

住所
申請者（保護者）
氏名

保育所による医療的ケアの利用について、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			生年月日	年 月 日
児童氏名				
保育所名				
主治医	医療機関名			
	所在地	電話番号		
	医師名			

【添付書類】

- ・医療的ケア指示書（様式 3）の写し

医療的ケア指示書

医療的ケア指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

患者氏名			生年月日	年 月 日（ 歳）
患者住所				
主たる傷病名				
合併症				
経過		必要に応じて別紙添付してください		
現在の状況	症状・治療状態			
	投与中の薬剤の用法・用量			
装着・使用医療機器等 （該当番号に○印）		1. 酸素療法（ ℓ/min） 2. 注射 3. 経管栄養（経鼻・胃瘻：チューブサイズ ） 4. 留置カテーテル（部位： サイズ 日に1回交換） 5. 気管カニューレ（サイズ ） 6. 人工肛門 7. 人工膀胱 8. 自己導尿（カテーテル部位____、サイズ____） 9. その他（ ）		
保育所・学校等で必要な医療的ケアの内容				
留意事項及び指示事項 I 医療行為及び保育所、学校生活での留意事項				
緊急時の連絡先： 不在時の対応法：				
特記すべき留意事項（注：薬の相互作用・副作用についての留意円、薬物アレルギーの既往等があれば記載して下さい。）				

上記のとおり、保育所・学校等への訪問看護の実施を指示いたします。

年 月 日

医療機関名

住所

電話

医師氏名

印

（訪問看護事業所宛）

様

訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書

令和 年 月 日

様

所在地.....

名称.....

代表者氏名.....

印

次の児童に係る医療的ケアについて、当事業所において対応できることを確認しました。

児童氏名		生年月日	年 月 日
児童住所			
医療的ケア 実施内容			

保育所における訪問看護対応申請書

令和 年 月 日

____施設長 様

申請者（保護者） 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（ ） _____

訪問看護による医療的ケアを受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童	氏名	
	生年月日	
	住所	
	医療的ケア内容	
訪問看護 事業者等	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	

保育所における訪問看護対応確認書

令和 年 月 日

様

所在地.....

名称.....

代表者氏名.....



次の児童は、入所決定後、訪問看護による医療的ケアについて、当保育所において対応できることを確認しました。

児童氏名		生年月日	年 月 日
児童住所			
訪問看護事業所 名称			

備考

- 1 訪問看護事業者が変更となる場合は、保育所へ速やかに連絡すること。
- 2 保育所を休む場合は、保育所及び訪問看護事業者へ連絡すること。
- 3 保育所のほか、市、訪問看護事業者と協力して訪問看護による医療的ケアを実施すること。
- 4 本確認書は、保育所入所後、医療的ケアを受けながら保育を実施できることを確認したもので、保育所入所を確約するものではありません。

保育所による医療的ケア対応確認書

令和 年 月 日

様

所在地.....

名称.....

代表者氏名.....



次の児童は、入所決定後、保育所による医療的ケアについて、当保育所において対応できることを確認しました。

児童氏名		生年月日	年 月 日
児童住所			
保育所名			

備考

本確認書は、保育所入所後、医療的ケアを受けながら保育を実施できることを確認したもので、保育所入所を確約するものではありません。

令和 年 月 日

様

厚木市長

厚木市学校等訪問看護支援事業利用決定通知書

厚木市学校等訪問看護支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用者 (児童・生徒名)	氏名	
	住所	
	生年月日	
訪問看護事業者	事業所名	
	所在地	
	電話	
	事業所名	
	所在地	
	電話	
学校等の名称		
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※利用者が利用中止を申し出る又は利用者の心身状況等の変化により第4条に規定する事項に該当しなくなる等特別な事由がない限り、翌年度以降も引き続き利用できるものとする。	
備 考		

年 月 日

様

厚木市長

厚木市学校等訪問看護支援事業利用却下通知書

年 月 日に申請のありました厚木市学校等訪問看護支援事業の利用について、次の理由により認めないことに決定しましたので通知します。

(理由)

厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）届出書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電 話
利用者との関係

厚木市学校等訪問看護支援事業の利用について、次のとおり変更・終了します。

児童氏名		生年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変更前	変更後	
訪 問 看 護 事 業 所	事業所名： 所 在 地： 電 話：		
届 出 理 由			

保育所による医療的ケア利用変更（終了）届出書

年 月 日

_____施設長 様

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電 話
利用者との関係

保育所による医療的ケアの利用について、次のとおり変更・終了します。

児童氏名		生年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変更前	変更後	
届 出 理 由			

令和 年 月 日

様

厚木市長

厚木市学校等訪問看護支援事業利用変更（終了）通知書

厚木市学校等訪問看護支援事業の利用について、次のとおり変更・終了しましたので通知します。

利用者 (児童)	氏名		生年 月日	
	住所			
変更 内 容	変更前		変更後	
訪問 看 護 事 業 所	事業所名： 所 在 地： 電 話：			
備 考				

令和 年 月 日

様

所 在 地.....

名 称.....

代表者氏名..... 印

保育所による医療的ケア利用変更（終了）通知書

保育所による医療的ケアの利用について、次のとおり変更・終了しましたので通知します。

利用者 (児童)	氏名		生年 月日	
	住所			
変更 内 容	変更前		変更後	
備 考				

医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書

1 保育の利用

保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間区分（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）とする。保育所が特に認めた日（保育所の行事の日等）を除き、原則、土曜日及び延長保育の利用はできない。なお、受入れは、1 年単位で更新手続を要する。

2 医療的ケア

保育所及び訪問看護事業所が緊急時対応等に関して、主治医の指導・助言を要する場合、保護者は保育所の担当者及び看護師に対し、受診の同行を認めるなど、主治医及び緊急時医療機関（以下「医療機関等」という。）との相談に必要な協力を行う。

なお、保育所及び訪問看護事業所は、関係法令、主治医の医療的ケア指示書（様式 3）及び医療的ケア実施マニュアル等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。

3 ならし期間

児童が新しい環境に慣れるとともに、また、医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間は、保護者付き添いによる保育とする。期間及び保育時間については、保育所と相談の上決定するが、児童の様子や状態によっては、ならし期間の延長・短縮及び保育時間が短縮される場合もある。

4 体調管理及び保育の利用中止

- (1) やむを得ない事情により、保育所において医療的ケア実施の体制を取ることができない場合や看護師の対応が不可能な場合には、あらかじめ保護者に医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等による付き添いや保育所の利用を控えてもらう場合がある。
- (2) 登園前に必ず健康観察を実施する。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しない。その際は、保育所及び訪問看護事業所に連絡する。
- (3) 保育中、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良が発生した場合は、保護者に連絡する必要があることから、必ず連絡が取れる体制を確保する。また、体調不良により、保育所が保育の継続について、困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止するため、保護者は児童を引き取る。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断する。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合もある。

- (5) 保育所が必要と認める時には、医療機関等を受診する。なお、その費用は保護者等の負担とする。

5 緊急時及び災害時の対応

- (1) 緊急時には、主治医の診察を受けることになる。主治医が休診等により受診できない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関を受診する。そのため、入所前に緊急時医療機関の受診が必要となる場合がある。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所が判断した場合には、保育所は主治医に連絡し、必要な措置を講じるとともに、同時に保護者に連絡する。主治医と連絡が取れない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関に連絡する。また、保護者へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われる場合がある。
なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担とする。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や医療機関等で行う。保育中にチューブが抜けた場合を想定し、事前に保護者、訪問看護事業所及び医療機関等と対応について協議し、医療的ケア実施マニュアルに記載の上、それに沿って対応する。
- (4) 災害時対策として、保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、予備として1日分の薬、食事及び医療的ケアに必要な物品を登園時に持参する。
- (5) 保護者と連絡が取れない場合は、緊急時連絡先に連絡し、対応をお願いすることがある。

6 退所

- (1) 児童の病態の変化等により、実施していた医療的ケアの内容が変更になり、訪問看護事業所による対応が不可能となった場合は、原則として退所となる。
- (2) 保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合がある。
- (3) 医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書の内容について、順守することができず、保育所が児童の安全を確保することができないと判断した場合は、退所となる。

7 個人情報に関する取扱い

- (1) 安全に医療的ケアを実施するため、医療的ケアが必要な児童の個人情報について、保育所、訪問看護事業所、医療機関等及び市は、必要最小限の範囲内で使用又は提供を行う。
また、収集した個人情報については、目的以外の利用はせず、医療的ケア終了後においても、第三者に漏らすことはない。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で必要最小限の範囲で共有する場合がある。

8 その他

保育所との間で取り決めた事項を順守すること。

以上の件について、同意及び確認の上、署名いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名：_____

住 所：_____

児 童 氏 名：_____

児童生年月日：_____

医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書

1 保育の利用

保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間区分（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）とする。保育所が特に認めた日（保育所の行事の日等）を除き、原則、土曜日及び延長保育の利用はできない。なお、受入れは、1 年単位で更新手続を要する。

2 医療的ケア

保育所が緊急時対応等に関して、主治医の指導・助言を要する場合、保護者は保育所の担当者及び看護師に対し、受診の同行を認めるなど、主治医及び緊急時医療機関（以下「医療機関等」という。）との相談に必要な協力を行う。

なお、保育所は、関係法令、主治医の医療的ケア指示書（様式 3）及び医療的ケア実施マニュアル等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。

3 ならし期間

児童が新しい環境に慣れるとともに、また、医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間は、保護者付き添いによる保育とする。期間及び保育時間については、保育所と相談の上決定するが、児童の様子や状態によっては、ならし期間の延長・短縮及び保育時間が短縮される場合もある。

4 体調管理及び保育の利用中止

- (1) やむを得ない事情により、保育所において医療的ケア実施の体制を取ることができない場合や看護師の対応が不可能な場合には、あらかじめ保護者に医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等による付き添いや保育所の利用を控えてもらう場合がある。
- (2) 登園前に必ず健康観察を実施する。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しない。その際は、保育所に連絡する。
- (3) 保育中、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良が発生した場合は、保護者に連絡する必要があることから、必ず連絡が取れる体制を確保する。また、体調不良により、保育所が保育の継続について、困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止するため、保護者は児童を引き取る。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断する。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合もある。

- (5) 保育所が必要と認める時には、医療機関等を受診する。なお、その費用は保護者等の負担とする。

5 緊急時及び災害時の対応

- (1) 緊急時には、主治医の診察を受けることになる。主治医が休診等により受診できない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関を受診する。そのため、入所前に緊急時医療機関の受診が必要となる場合がある。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所が判断した場合には、保育所は主治医に連絡し、必要な措置を講じるとともに、同時に保護者に連絡する。主治医と連絡が取れない場合は、医療的ケア実施マニュアルで定めた緊急時医療機関に連絡する。また、保護者へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われる場合がある。
なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担とする。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や医療機関等で行う。保育中にチューブが抜けた場合を想定し、保護者、医療機関等と事前に対応を協議し、医療的ケア実施マニュアルに記載の上、それに沿って対応する。
- (4) 災害時対策として、保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、予備として1日分の薬、食事及び医療的ケアに必要な物品を登園時に持参する。
- (5) 保護者と連絡が取れない場合は、緊急時連絡先に連絡し、対応をお願いすることがある。

6 退所

- (1) 児童の病態の変化等により、実施していた医療的ケアの内容が変更になり、看護師による対応が不可能となった場合は、原則として退所となる。
- (2) 保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合がある。
- (3) 医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書の内容について、順守することができず、保育所が児童の安全を確保することができないと判断した場合は、退所となる。

7 個人情報に関する取扱い

- (1) 安全に医療的ケアを実施するため、医療的ケアが必要な児童の個人情報について、保育所、医療機関等及び市は、必要最小限の範囲内で使用又は提供を行う。
また収集した個人情報については、目的以外の利用はせず、医療的ケア終了後においても、第三者に漏らすことはない。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で必要最小限の範囲で共有する場合がある。

8 その他

保育所との間で取り決めた事項を順守すること。

以上の件について、同意及び確認の上、署名いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名：_____

住 所：_____

児 童 氏 名：_____

児童生年月日：_____